

「米沢市空き家・空き地バンク」のご案内

平成30年11月1日に開設しました！

米沢市では、「売りたい、貸したい」空き家・空き地を募集しております。
市場では出回らない掘り出し物件が見つかるかも!!

手頃な価格の
中古住宅は
ないかしら…



自宅の近くに
駐車場が
欲しいけど
いい土地ないかな…



空き家・空き地でお困りでは
ありませんか？
空き家・空き地をお探しでは
ありませんか？

実家を相続したけど
遠くに住んでいるから
管理できないし
処分したい…

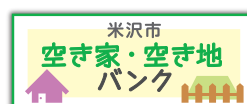


老朽化した
空き家だから
土地と一緒に
格安で譲りたいわ…



立地条件が悪い、建物の状態が悪いなどにより、取引は難しいとあきらめている方、
宅建業者に媒介契約を断られた方、媒介契約をしたが取引相手が見つからず困っている
方は、是非あきらめる前にご相談ください。

詳しくは米沢市ホームページをご覧ください!!

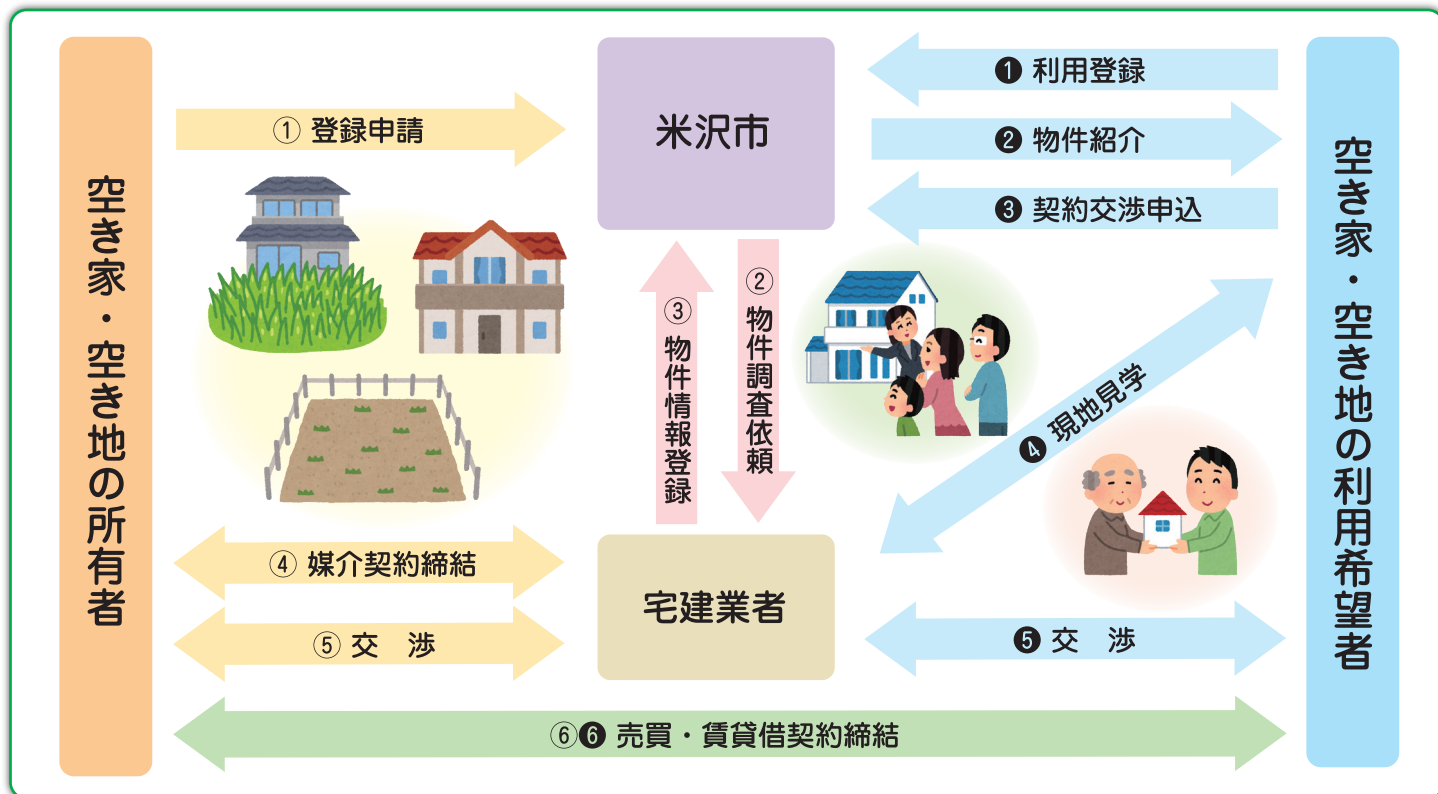


「空き家・空き地バンク」とは？

- 米沢市内にある空き家・空き地の売却または賃貸を希望する空き家・空き地所有者より申込みを受け、空き家・空き地を求めている方に米沢市ホームページ等で情報提供を行い、取引につなげる制度です。
※空き家・空き地所有者と空き家・空き地利用希望者のマッチングを行うものであり、米沢市が売買・貸借の媒介を行うものではありません。
- 媒介は、バンクに協力する宅建業者が行いますので、安心して交渉や契約を行うことができます。



「空き家・空き地バンク」の仕組み



「米沢市空き家・空き地バンク」の特徴

- 登録時点で、宅建業者との媒介契約※を必要としません。
※媒介契約：宅建業者が宅地建物の売買や賃貸借の仲介を依頼された際に、依頼者と結ぶ契約
- 建物がどのような状態（老朽化など）であっても登録が可能です。また、建物の種類も問いません。ただし、抵当権の設定や相続問題等がある場合は、要相談。



空き家・空き地の登録要件

- 市内に存する使用していない建築物及び宅地。（使用しなくなる予定のものを含む）
- 媒介契約を締結していないこと。
- 建築物に係る所有権を有する者と当該建築物の所在する土地に係る所有権を有する者が異なる場合は、建築物に係る所有権を有する者が空き家・空き地バンクに当該建築物を登録することについて、当該土地に係る所有権を有する者から同意を得ている建築物であるもの。



「空き家・空き地バンク」に協力する宅建業者

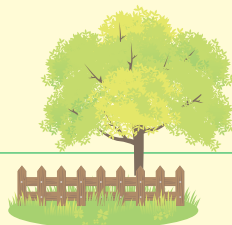
「米沢市空き家・空き地バンク」に協力する宅建業者は、下記の団体に所属しています。

- 山形県宅地建物取引業協会米沢
- 公益社団法人全日本不動産協会山形県本部



注意事項

- 契約成立時には、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- バンクに登録した物件を市が管理や補修を行うことはありません。
- 米沢市は、交渉・契約に関する仲介行為は行いません。交渉・契約に関する紛争等についても関与しません。



各種補助制度もあります



お気軽にご相談ください

米沢市建設部都市整備課 空き家対策担当

☎ 0238-22-5111（内線：5204,5205）

〒992-8501 山形県米沢市金池5丁目2-25 E-mail : akiya-t@city.yonezawa.yamagata.jp